

特定工作物

(1) 反応槽
(2) 加熱炉
(3) ボイラー及び圧力容器
(4) 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）※農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。
(5) 焼却設備
(6) 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
(7) 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
(8) 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
(9) 変電設備
(10) 配電設備
(11) 送電設備（ケーブルを含む。）
(12) トンネルの天井板 ※鉄道施設（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道設備を含む。）は含まない。
(13) プラットホームの上家
(14) 遮音壁
(15) 軽量盛土保護パネル
(16) 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
(17) 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）